ＤＸ審査支払機構・国保統一事例

【　投薬　】

８８８　急性上気道炎等に対するアズレンスルホン酸ナトリウム水和物（口腔用に限る。）の算定について

《令和８年１０月３０日》

○　取扱い

次の傷病名に対するアズレンスルホン酸ナトリウム水和物（口腔用に限る。）の算定は、原則として認められる。

⑴　急性上気道炎
⑵　慢性上気道炎
⑶　インフルエンザ

○　取扱いを作成した根拠等

アズレンスルホン酸ナトリウム水和物（口腔用に限る。）の添付文書の効能・効果は「咽頭炎、扁桃炎、口内炎、急性歯肉炎、舌炎、口腔創傷」である。

上気道炎は、鼻からのどの炎症であり、咽頭炎も含まれる。また、インフルエンザでは、発熱、関節痛、筋肉痛、倦怠感や悪寒といった全身症状のほか、咽頭炎などの上気道炎症状を伴う。

以上のことから、急性上気道炎、慢性上気道炎、インフルエンザに対する当該医薬品の算定は、原則として認められると判断した。